

**改正**

平成29年4月1日規則第11号

令和3年3月26日規則第116号

藤沢市いじめ問題再調査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

**第3条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師であつて、精神保健に関し学識経験を有する者
- (3) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者
- (4) 教育に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、市長の請求に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

**第6条** 市長は、委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、調査審議に必要な専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(関係者の出席等)

**第7条** 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(結果の報告)

**第8条** 委員長は、調査審議が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、企画政策部人権男女共同平和国際課において総括し、及び処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第116号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。